

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	借上市営住宅フレンズ百合が原エレベーター部品交換業務
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課
選 定 事 業 者	日本オーチス・エレベータ株式会社 北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>エレベーター復旧に関する修繕費等を抑えるために、継続して使用可能なレールやカゴ、各階ドアなどの機器を再利用するが、再利用機器を動作させるための構造などについて、メーカー独自の技術やノウハウが必要であり、他メーカーの機器では動作させることができないため、当該団地のエレベーターを製造した上記業者以外では修繕不可能である。</p> <p>なお、上記業者は、事故発生時に水抜き処理や絶縁測定等に対応した当該団地のエレベーター保守会社であり、復旧に必要な部品等を早急に揃えて修繕を完了させ、運転再開までの作動確認や、空き住戸修繕を実施する指定管理者との連絡調整もスムーズに行うことが出来る。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年4月7日